

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県内場池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良備事業（かんがい排水事業）石ヶ谷地区）を行うことについて令和7年8月7日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和7年8月22日から同年9月11日まで縦覧に供する。

令和7年8月15日

香川県知事 池 田 豊 人